

シニア・アナリスト 玉置 浩平  
TAMAOKI-K@marubeni.com

## ○ 米国の戦略的ジレンマ：中国・ロシア・中東

7日のハマスによるイスラエルへの越境攻撃により、突如として不安定化した中東情勢は、既に中露という二大国と対峙する米国にさらなる困難を突きつけている。中東では、米国が仲介して2020年8月に結ばれたアブラハム合意以降、緊張緩和の流れが続いてきた。その後もアフガニスタン撤退など対中シフトを加速してきた米国だったが、ロシアのウクライナ侵攻に続き、中東での緊張が高まれば、「最も重大な地政学的挑戦」（米国家安全保障戦略）である中国への備えにも制約が生じ得る。

サリバン大統領補佐官（国家安全保障担当）は、米外交専門誌フォーリン・アフェアーズへの寄稿で、「中東の危機は、米国が戦略的競争という新たな時代に備える必要があるという事実を変えることはない」と述べた。米国としては、イスラエル・パレスチナという国内政治的にも敏感な地域での紛争を早期に収拾し、中露への対応に戦略的なリソースを集中させることが課題となる。

なお、同補佐官は、米中競争について旧ソ連崩壊のような「変革的な結末」は予期していないとしつつ、競争相手のあらゆる行動が米国の利益と相容れないわけではないと述べ、中東における中国の仲介外交についても肯定的に触れている。

一方、南シナ海では22日、中国とフィリピンの船舶が衝突し、米国がフィリピンに対する条約上の防衛義務に言及して中国をけん制するに至った。11月に予定される米中首脳会談では、こうした複雑化する情勢の中で、どのようなやり取りがなされるかが注目される。

## ○ 米中が相次いで輸出管理を強化

中国当局は20日、グラファイト（黒鉛）の輸出管理の見直しを発表した。12月1日から一部品目を管理対象から除外しつつ、リチウムイオン電池の負極材などに使用されるセンシティブ品目の輸出審査を厳格化する。中国は8月にも半導体材料であるガリウム・ゲルマニウムに対する輸出管理を強化していた。

グラファイトは電気自動車（EV）の普及に伴って需要増が見込まれるが、中国は世界生産量の約65%を占め、また負極材原料として使用するのに必要な球状化工程ではさらに高いシェアを誇っている。日本を含む各国は経済安全保障上の重要鉱物の1つとしてグラファイトの安定供給を重視しており、中国に依存しないサプライチェーンの構築や負極材の代替原料に対する注目は一層高まりそうだ。

なお、米国は17日、昨年10月から実施している先端半導体関連の対中輸出管理をさらに強化すると発表していた。競争が激化するAIの開発では大規模な計算能力が必要とされ、高性能な半導体の需要は世界的に増大している。今回の措置により、米半導体大手・エヌビディアが対中規制を回避すべく性能を落として開発した製品も新たに規制対象となったとみられる。今後は、半導体の物理的な入手に加え、他国に所在するコンピュータに対するクラウド経由でのアクセスをいかに制限するかが焦点となり得る。

## ○ 「経済安全保障」関連業種は拡大

政府は、**経済安全保障推進法**に基づき安定供給確保を図る「特定重要物資」として積層セラミックコンデンサーなどの**先端電子部品**を追加指定するとともに、既に「特定重要物資」に指定されている重要鉱物に**ウラン**を加える方向で**調整**している。サプライチェーンの脆弱性の分析が進むのに伴い、今後も品目が追加される可能性がある。

こうしたテクニカルな意味での対象業種の拡大にとどまらず、経済安全保障政策の外延を広げる動きも出ている。経済産業省は31日、「**経済安全保障に係る産業・技術基盤強化アクションプラン**」を公表した。①**産業支援策**、②**産業防衛策**、③**国際枠組みの構築**の3本柱に沿って施策の方向性を示した上で、今後の各業界や各国との対話を踏まえ、年明けにも同プランのレビュー・改訂を行うとした。比較的限られた業種への支援や規制を定めた経済安全保障推進法の枠を越え、「経済安全保障」を切り口とした包括的な産業政策を推進するための布石と言えそうだ。

## 丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号  
<https://www.marubeni.com/jp/research/>

### (免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。